

開催日 令和7年5月15日

開催地 岩手県 盛岡市

令和7年度 東北市長会第1回役員会議

特別決議（案）一覧

No.	件 名	提案県	頁
1	防災・減災対策等の充実強化に関する決議	青森	1
2	国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議	岩手	2
3	国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化について	福島	5
4	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	宮城	8
5	東日本大震災からの復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について	福島	10
6	大規模林野火災に係る復旧・復興支援に関する決議	岩手	19
7	国際リニアコライダーの建設実現に関する決議	岩手	20
8	公立病院の運営に係る財政支援に関する決議	青森	21
9	米国の関税措置及び物価高騰等を踏まえた経済対策を求める決議	宮城	22
10	地方における人口減少対策と地方創生2.0に向けた決議	宮城	23

防災・減災対策等の充実強化に関する決議

（青森県市長会提出）

東日本大震災後も多くの災害が東北各地を襲い、多大な人的・物的被害が生じていることから、自治体においても地域防災計画を策定し、災害に備えた取組を進めているところである。

しかしながら、近年の激化する災害に対する防災・減災、災害発生予防対策については、依然として万全とは言えず、地域防災力の強化や災害に強い安全・安心なまちづくりは喫緊の課題となっている。

さらに、国は、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震の津波による甚大な被害想定を公表しており、住民の命を守るためには、津波避難タワーや避難路といった津波避難施設の新設や民間施設の津波避難タワー指定などが必要となるが、民間施設については、屋上の手すりや外階段の設置などを支援することで、より多くの民間施設が津波避難タワーとして使用できるようになる。

また、暖房器具・防寒具などの積雪・寒冷地であることを踏まえた被災者の避難生活に必要な物資及びその倉庫、さらには避難所運営に必要な資機材の備蓄を早期に整備する必要もあるが、これらには多額の費用が必要となり、避難施設等の整備に対する国の負担又は補助の割合の特例措置が定められたとはいえ、同特例措置の対象となっていない事業もあり、各自治体の財政負担が懸念される。

よって、国は、防災・減災対策等の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 各自治体では、今後も継続して大規模かつ長期にわたる防災・減災、災害発生予防対策に取り組んでいかなければならないことから、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業については、令和8年度以降も継続し、引き続き確実な財源措置を講じること。
2. 津波避難タワーや避難経路等の整備費用に対する国の補助に係る特例措置適用後の自治体負担分についても、充当率及び交付税措置率の高い地方債を活用できるよう、財政措置を拡充すること。
3. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を令和7年度以降も継続するとともに、民間所有の津波避難ビルの改修への支援や、現在は対象外とされている食料・水・毛布などの災害備蓄品について幅広く対象とするなど、当該交付金の対象経費を拡充すること。

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

（岩手県市長会提出）

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。令和6年にも、能登半島地震や大雨被害により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

また、災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国においては、令和3年5月に災害対策基本法が改正されるとともに、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正され、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化され、現在、令和8年度からの次期計画の策定が進められている。

そのような状況において、都市間を繋ぐ道路の整備は、平常時の物流の速達性のみならず、物流の拠点である重要港湾や住民の生命を支える高次医療施設等をはじめ、災害時の緊急輸送や地域間連携に寄与することから、各道路整備事業の早期完成が強く求められる。

また、安全・安心な社会生活を確保するためには、公営住宅や学校などの公共施設及び道路、河川、港湾、上下水道等の社会資本の整備及び維持管理が重要であるが、近年、その老朽化が加速度的に進んでおり、老朽化に起因する事故等の発生が社会問題化している。

本年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、下水道管路等の老朽化に伴い発生した事案と考えられ、社会経済活動に与えた影響をかんがみると、社会インフラ等の維持管理・更新が急務となっている。

しかしながら、地方自治体の財源は限られており、必要となるインフラの整備・点検・維持・補修・長寿命化対策の実施に支障が生じている。

さらに、国や県が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の想定や「想定し得る最大規模の降雨」で河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域を踏まえると、これらの装置される津波・洪水から住民の生命を守るための避難場所、避難路の整備が求められており、多額の整備費用が課題となっている。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国土強靱化等に向けた取組の充実強化について

- （1）国土強靱化の次期計画においては、施策の一層の重点化を図るとともに、確実な財源の確保を図ること。また、労務費及び資材高騰を考慮の上、必要な予算及び財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- （2）道路、河川、上下水道等の基盤を強化するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の財源を十分に確保すること。

2. 都市間をつなぐ道路整備等の強化について

- （1）国道107号白石峠区間改良整備の早期着工に向け必要な公共事業費を確保し、道路の機能強化を図ること。
- （2）国道107号未改良区間（荷沢峠）の整備の早期事業化への支援を行うこと。
- （3）北上JCT～大曲IC間の暫定2車線区間約42kmのうち唯一の4車線化未事業化区間である「北上JCT～北上西IC間」6.2kmの早期事業化と、全線4車線拡幅を早期実現すること。
- （4）三陸沿岸道路の沿岸市町村における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、三陸沿岸道路全体の機能強化計画の策定を進めること。
- （5）三陸沿岸道路の開通後に見えてきた新たな課題（通行止めの頻発、速度低下、休憩施設の不足、ICの利便性向上等）の解決のための機能強化を図ること。
- （6）宮古盛岡横断道路「田鎖臺目道路」及び「箱石達曾部道路」の整備促進を図ること。また、計画路

線全体にわたる高規格化を図り、災害に強い「命の道」を国により整備すること。

- (7) 「国道340号和井内～押角工区」等の社会資本の整備を着実に実施するための必要な公共事業費を確保すること。
- (8) 宮古盛岡横断道路、国道340号の全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善について、早期事業化や通信事業者への支援を、引き続き進めること。
- (9) 「構想路線」（仮称）久慈内陸道路について、高規格道路への指定に向けた取組を推進し、県北沿岸地域と県都盛岡市を結ぶ国道281号を最速・最短ルートで全線を整備するとともに、主要地方道久慈岩泉線を含めた幹線道路網を早期に整備するための必要な財源を十分に確保すること。

3. 道路や公共施設の維持・管理の推進について

- (1) 道路・橋梁については、老朽化に伴う調査、点検、管理、維持修繕、更新に係る国の補助制度及び地方債措置等の財政措置を拡充すること。また、道路メンテナンス補助事業や長寿命化に対する支援のみならず、自然災害や老朽化等により突発的に発生した事案において、地方自治体が緊急的に実施する対策及び点検等に係る費用に対しても柔軟に財政支援を行うこと。
- (2) 公営住宅、学校などの公共施設については、老朽化に伴う調査、点検、管理、維持修繕、更新に係る国の補助制度及び地方債措置等の財政措置を拡充すること。
- (3) 上下水道施設については、点検・管理、更新を持続的に実施できるよう必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。
- (4) 水道施設の統廃合により廃止となった浄水場などの浄水施設、配水池やポンプ場などの配水施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設すること。
- (5) 自治体間の広域連携により、一部事務組合として生活機能を維持する一般廃棄物処理施設について、統廃合により廃止となった際、2つ以上の施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を拡充すること。

4. 港湾の機能強化と災害対応について

- (1) 船舶の入出港と荷役作業の安全性を確保するため、早急に港内の静穏度対策を行うこと。
- (2) 災害発生時における災害派遣、物資、避難者等の輸送手段を確保するため、早急に岸壁の耐震化を行うこと。

5. 想定される最大級の津波・洪水への対応等について

- (1) 令和10年度の概成及び令和15年度に完成を目指している久慈港湾口防波堤の整備を推進するため、必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 避難場所等の整備費用に対し、既存の交付金事業において津波避難対策用予算枠を設けるなど十分な財源を確保するほか、充当率及び交付税措置等が高い地方債の活用を通じ自治体の財政負担の更なる軽減を図るとともに、防災対策に対する自治体への助言を行うこと。
- (3) 公表された浸水想定区域内に立地している、避難場所及び避難所に自治体が指定している学校や行政施設の移転・建設に要する経費について、財政支援を行うこと。
- (4) 一級河川北上川左岸の新堀地区（石鳥谷大橋下流）及び八重畑地区（東雲橋下流）について、北上川新堀地区及び八重畑地区の治水対策のため、輪中堤整備等、早期の事業着手をすること。また、両地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても事業着手すること。
- (5) 一級河川北上川の井戸向橋付近から下流の右岸側約3.0km区間（北上川八幡地区）について、早期の堤防整備を行うこと。
- (6) 一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸側約2.0km区間（北上川宮野目地区）について、早期の堤防整備を行うこと。
- (7) 一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側（北上川外台地区）は、平成15年度事業において延長0.6kmの堤防が整備されたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を行うこと。
- (8) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年度～令和2年度）においては、北上川八幡地区及び八重畑地区において樹木伐採を、朝日橋下流、新堀地区において河道掘削を実施していただいたところであるが、引き続き、樹木伐採や堆積土砂撤去など適切な河川管理の一層の推進を

図ること。

- (9) 北上川水系猿ヶ石川右岸の東和地域安俵地区（矢崎橋付近から上流右岸約1.0km）と同左岸の南成島地区（毘沙門橋付近から上流左岸約0.5km）の無堤防区間について、堤防整備等による河川改修に早期着手すること。

- (10) 「花巻地区かわまちづくり計画」について

北上川を活用した地域活性化を進めるため、「花巻地区かわまちづくり計画」のかわまちづくり支援制度への登録に向けた取り組みについて支援すること。また、登録後においては、計画に基づく事業の取り組みについて支援すること。

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化について

（福島県市長会提出）

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。特に福島県においては、近年、前線や台風による風水害、地震災害が頻発しており、令和元年東日本台風、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖を震源とする地震災害、令和4年8月の大雨災害、令和5年台風第13号、令和6年7月の大雨災害など大規模な災害や令和7年2月の記録的な大雪による災害の発生により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保をするため、令和3年5月に災害対策基本法が改正されるとともに、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正され、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化されたところである。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 令和6年能登半島地震など、近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、改正国土強靱化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画に基づく必要な予算・財源を通常枠とは別枠で確保すること。

2. 「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」等について、着実に地域における防災・減災対策を実施するとともに、更なる対策が強化できるよう対象事業の拡充、交付税措置率の引上げや事業期間の延長を図り、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するとともに、期間を延長する場合は早期に方針を示すこと。

3. 今後発生し得る大雨災害に備え、国管理の河川については、単なる復旧だけではなく、抜本的な河川改修、堆砂除去、流域内にあるため池や調整池等の既存ストックを活用した貯留施設への改築などの治水対策を実施するとともに、必要な予算を確保すること。

また、県や市町村が管理する河川については、河川管理者である各自治体に対し、抜本的な改修及び堆砂除去などの治水対策を実施するための財政的・技術的な支援を含めた措置を講じること。

さらに、想定以上の出水に対しても被害を最小限に抑えるため、国は流域市町村と連携し、「流域治水」による本川・支川及び流域の内水対策の更なる推進を図ること。また、「流域治水プロジェクト」において、ハード・ソフト一体での流域対策が確実かつ早期に実施されるよう、財政的・技術的な支援を行うとともに、必要な事業を計画的に執行ができるよう、十分な財政措置を講じること。

4. 令和元年東日本台風からの復旧・復興について

（1）阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおいて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、堤防未整備箇所の早期整備や河道掘削、樹木伐採等に取り組むとともに、大規模災害が頻発している昨今の状況を鑑み、期間終了後も継続して河川の治水対策促進を図ること。

（2）令和元年東日本台風の被災企業等が今後も安心して市内で事業が継続できるよう、被災企業等が同一市町村内へ移転する場合の支援制度の創設、大企業等を含めた被災事業者全てが対象となる支援制

度の拡充、グループ補助金における補助対象の拡大、かさ上げなど浸水被害への自衛措置に係る支援制度の創設など、必要な支援を行うこと。

5. 令和6年能登半島地震において道路等のインフラが甚大な被害を受け、集落の孤立が多発・長期化したことを踏まえ、災害時に避難経路や緊急輸送道路として安全に使用できるよう、多額の費用がかかる橋梁の耐震化について、個別に補助制度を創設するなど、必要な財政措置を講じること。
6. 降雪期の過酷な雪国の現状を踏まえ、特に過疎化・高齢化が進行し、単なる除雪だけでなく、小雪時においても除雪機械及び人員の待機補償措置による常時除雪体制の維持を図るなど、地域住民の安全・安心な生活を守らなければならない自治体としての役割が増加している観点から、除雪費の財源充実・確保を図ること。

また、豪雪災害からの復興に向けて、地域経済の活性化を支援する制度の確立及び必要な財源の確保を図ること。

7. 被災者生活再建支援制度については、令和2年12月の改正により「中規模半壊」区分が追加され、対象範囲が拡大したものの、災害時における生活再建等に係る資金確保には十分ではないことから、被災者の実態等を踏まえ、支援金の増額や対象範囲の拡大など更なる見直しを図るとともに、被災者への迅速な支給を実現し、申請に伴う被災者の負担軽減及び被災自治体の事務を軽減するため電子申請による手続きの簡素化を図ること。
8. 大規模盛土造成地の安全対策については、変動予測調査の実施結果を公表することにより、住民への理解を深めていくとともに、危険箇所の滑動崩落防止工事を進めることが重要であるとされており、このため国は宅地耐震化推進事業を創設し調査や工事を行う自治体を支援しているが、変動予測調査や滑動崩落防止工事は多額の費用を要すること、住民の生命と財産を守るとともに持続可能な経済成長を促すためには周辺に家屋が少ない工業団地などについても対策工事が必要であることから、宅地耐震化推進事業の交付率の引上げ及び交付要件の緩和を図ること。

9. 山地で多く開発される大規模太陽光発電施設や風力発電施設について、森林法の見直し以前の計画も含め、景観の破壊や土砂災害等が発生する恐れがある計画に対して、法規制を強化すること。

また、設置計画等への対応については、自治体が環境影響評価書の事業者見解に関与できる段階を設け、対応が不十分と自治体が申し出た場合には第三者機関が審議し、評価書を再提出するよう勧告するとともに、認可された工事計画に虚偽や過少申告等がある場合の罰則規定を取り入れること。

加えて、環境アセスメント図書を縦覧後も閲覧できる規定に法改正すること。

10. 福島空港については、平成29年10月に福島県が警視庁と「福島空港における富士山等の噴火時の退避場所確保に関する覚書」を締結するなど、防災拠点として期待が高まっており、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震への対策が急務である状況にあって、広域的な支援体制も含めた防災対策の必要性がますます高まっていることから、福島空港を中心とした周辺地域を、首都圏などの補完機能を備えた東北圏域の防災施設の中核となる基幹的拠点として位置付けること。また、広域防災拠点としての機能を、国の防災基本計画などにおいて位置付けること。
11. 頻発する地震や暴風・豪雨により浄水・排水施設や水道管路のほか、圧送ポンプや電気設備等が被災した場合、住民生活において多岐にわたり深刻な影響を及ぼすため、迅速な応急対応が求められるが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に水道が追加となり施設復旧に対する財政支援は拡充されたものの、電気設備等の復旧は対象外であるため、電気設備等復旧に対する財政支援制度を創設すること。

また、水道施設の耐震化を図る防災・安全交付金（水道・下水道事業）について、令和6年能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、資本単価要件に加え加速要件が設けられるとともに、対象施設の拡充や補助率の引上げ、個別補助として水道基幹施設耐震化事業の創設がなされたが、依然として厳しい採択基準となっていることから、資本単価の要件及び加速要件を緩和すること。

12. 有害鳥獣対策について

- (1) 指定管理鳥獣に指定されたツキノワグマについて、個体数調査を進め。適正な個体数の管理、出沒防止対策の支援を行うこと。
- (2) ツキノワグマが人間の生活域に出沒する場合、その多くが河川を移動して進入してくることから、

国が管理する河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の刈払いを積極的に進め、継続して実施するとともに、県が管理する河川についても雑草等の刈払いが円滑に行えるよう支援策を講じること。

- (3) クマ類の市街地出没時の迅速・安全な現場対応を目的として改正された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 38 条について、対応に当たる自治体及び鳥獣被害対策実施隊等に過度の責務や過失補償責任が及ばないよう、運用について十分に配慮すること。

13. 消防団における 3.5 トン以上の消防車両を運転するためには、消防団員は平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法による準中型自動車免許を取得する必要があるが、免許取得費用や教習所入校等の負担が生じることから、新入団員を含めた消防団員の確保にも影響が出ており、また、自治体において 3.5 トン未満の消防車両に全て更新するまでには多くの年数がかかるため、道路交通法第 85 条を改正し、消防団員が消防車両を運転する場合に限り、普通自動車免許でも準中型自動車を運転できる例外規定を設けること。

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

（宮城県市長会提出）

東日本大震災から14年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいる。

第2期復興・創生期間の最終年度となる令和7年度においては、次の5年間（令和8年度～12年度）に向けて、復興の基本方針を見直すこととされているが、ハード事業の整備は概ね終了したものの、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 災害援護資金の償還期限の延長等について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、国においては、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について財政措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- （1）震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続すること。
- （2）被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- （3）被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性に差があるなど、様々な課題が明らかとなったことから、災害規模や世帯状況等に関わらず支援の対象範囲及び上限を拡充するなど、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- （1）震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- （2）防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用の推進並びに草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。
- （3）被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、「地方創生2.0」にも資する被災地への新産業の集積や政府関係機関の地方移転について、国が主体となって特段の措置を講じること。
- （4）東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業者再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、国から要請すること。

- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、令和5年度の第14回公募をもって新規公募が終了となり、事業の完了期限も令和7年度内とされているところであるが、本補助金は津波で甚大な被害を受けた沿岸市町にとって、地元企業の事業拡大や企業誘致による工場等の新增設の強力なインセンティブになっていたことから、引き続き、移転元地の利活用や雇用創出など、真の復興を成し遂げるため、津波被災地に特化した企業立地を促進する同様の効果を有する制度を創設すること。併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和13年まで実施することとするなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が8,000 Bq/kg以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。また、国は指定廃棄物の処理が進まない現状を鑑み、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の見直しを図ること。

8,000Bq/kg以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取り組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援にとどまらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分及びその処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでは限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加していることから、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。
- (6) ALPS処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うこと。一昨年から処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。輸入規制措置を行う一部の諸外国に対し、規制の解除、緩和が図られるよう働きかけること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和7年度以降も国の予算措置を継続すること。

東日本大震災からの復興及び 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

（福島県市長会提出）

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、令和6年12月現在で、福島県民だけでも約2万5千人もの方々が避難を余儀なくされている。

東京電力福島第一原子力発電所事故は、放射線被ばくによる健康被害への不安、風評による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

令和7年度で終了となる第2期復興・創生期間後においても、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、引き続き、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要である。また、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、国は、「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、令和5年8月24日からALPS処理水の海洋放出を行っているが、引き続き、処理水の海洋放出による水産業等への甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故の早期収束へ向け、自らの責任のもと着実な取組を強力に推進するとともに正確な情報の迅速な公表に努め、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- （1）現在未利用地となっている防災集団移転元地等については、沿岸部のハード事業及び防災集団移転促進事業による土地の買収が完了したが、埋没支障物の除去や周辺道路との高低差解消のための盛り土など、将来的に必要な最低限の基盤整備費用が大きな負担となっており、利活用の検討が進まない要因の一つとなっていることから、未利用地活用の具体的な計画策定に積極的に取り組めるよう、防災集団移転元地等の基盤整備に活用できる新たな財政措置を講じること。
- （2）災害援護資金の貸付は、所得が一定に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、破産手続きが開始されたものに対する償還免除など一部免除要件が緩和されたものの、強制執行を行い回収できない場合においても免除の対象にならないなど、実態を踏まえれば不十分であることから、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に合致するような、回収困難な案件については償還免除にできるよう免除要件を改めるとともに、償還免除要件の一つである「借受人が死亡したとき」については、借受人が死亡しても相続人が相続放棄をしない限り借受人の相続人に対し償還請求を行う運用となっていることから、借受人が死亡したときは相続放棄手続きがなくとも直ちに償還免除できる運用とすること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うとともに、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- （1）東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業について、建物管理開始後6年目以降は災害公営住宅の入居者の家賃の負担割合が段階的に増え、国の補助額は低減することとなっているが、収入の増加の見込めない高齢者世帯など、入居者の状況に応じ自治体独自に減免を行った場合において財政措置を講じるとともに、事業期間を延長し、自治体が11年目以降も減免を行う場合には同様の措置を講じるこ

と。

また、災害公営住宅家賃低廉化事業について、令和3年度より、管理開始から10年間は現行制度のまま継続され、11年目から20年目は補助率が5/6から2/3と引き下げられることとなったが、今後、更なる補助の引下げを行わないよう見直し後の補助水準を維持し、安定的な財政支援を継続すること。

- (2) 津波により広域かつ甚大な被害を受けた沿岸地域において、全壊家屋の再建等に対し最大300万円を支給する被災者生活再建支援制度があるものの被災者の中には高齢者や生活困窮者など自宅再建が困難な方もいることや半壊家屋については対象外となっていることがあり、住宅の再建状況が依然として低い状況にある。
- (3) 被災者生活再建支援制度については、令和2年12月の改正により「中規模半壊」区分が追加され、対象範囲が拡大したものの、災害時における生活再建等に係る資金確保には十分ではないことから、被災者が自らの望む生活再建を果たせるよう、被災者の生活状況や被災地の実態等を踏まえ、更なる見直しを図ること。

3. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 国は復興道路・復興支援道路の緊急整備など被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組むとしているが、避難者の生活支援など被災地域の確実な復興再生を図るためには、更なる幹線道路網の充実強化や地域の復興に寄与する道路整備を促進する必要があることから、重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保できるよう、指定された道路の機能強化や整備に重点支援を行うとともに、災害時の拠点施設等とを連結する県道や市道などの基幹道路や、地域の骨格となる事業中・計画中の路線を確実に指定すること。
- (2) 津波被災地である浜通りの復興加速化を図るため、福島県が戦略的に取り組んでいる県道小野富岡線、小名浜道路等の浜通りと中通りを結ぶふくしま復興再生道路の整備促進を図ること。
- (3) 災害時の代替路確保や救急搬送時間のさらなる短縮、物流の向上による産業復興等に向けた円滑な道路交通ネットワークの実現は福島復興に不可欠なものであることから、国道13号福島西道路の1日も早い開通を実現させること。
- (4) 原子力災害からの復興・再生及び避難住民の帰還を加速させるため重要となる県内の基幹的な道路の整備、特に、常磐自動車道の早期全線4車線化、国道6号の南相馬市内一部4車線化のため十分な整備予算を確保するとともに、(仮称)小高スマートインターチェンジの早期整備のための財政的・技術的支援をすること。
- (5) 復興を加速化させていくため、JR常磐線の利便性向上は必須であることから、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、特急列車についての福島県浜通り地方から首都圏への早朝及び夜間の運行本数の増便や更なる運行時刻の見直し、福島県浜通り地方と仙台を結ぶ快速列車の新設などの利便性の向上、首都圏エリアと仙台エリアをまたぐSuica利用の着実な実現、及び桃内駅にSuicaに対応できる設備の整備を行うこと。

また、福島県浜通り地方が東日本大震災及び原発事故の影響により、高齢化が急速に進展したことや復興途上であるという特殊事情を鑑み、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、小高駅及び鹿島駅について、バリアフリー法に基づき早期に駅構内にエレベーターを設置すること。

なお、これらの達成状況を踏まえ、東日本旅客鉄道株式会社に対し、必要な財政支援を行うこと。

- (6) 東日本大震災により沿岸部においては地盤沈下が発生し、広範囲にわたって浸水したことから、住民の生活基盤再建のため、雨水排水のためのポンプ場をはじめ震災対応に不可欠な施設を整備したところであるが、これら施設の維持管理費について、特別交付税の措置率の嵩上げを継続すること。

また、これら施設は恒久的に活用するものであり、将来老朽化に伴う更新に多額の費用が必要となるため、改築・更新に対する財政支援についても検討すること。

4. 原子力発電所事故に関する対応への財政支援等について

- (1) 第2期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、現行と同様の枠組による継続的かつ安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。
- (2) 放射能災害として実施する除染・放射線のモニタリング、健康管理、心のケア、食品の放射線量測

定、風評被害対策など、原発事故由来の事業については、市民の安全・安心のため長期に及ぶことが予想されるため、全額国費による財政措置を長期的に継続すること。

- (3) 原子力災害からの復興が成し遂げられるまで、こどもを健やかに生み育てるために行っている屋内遊び場の運営等の財源である被災者支援総合交付金の財源を確保すること。

また、原発事故からの時間の経過とともに変化する被災地の状況等を踏まえながら、避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域 12 市町村の枠組みを超えた浜通り全体として捉えた財政支援が必要であるため、第 2 期復興・創生期間以降も、福島再生加速化交付金事業をはじめとした支援について、当該 12 市町村から避難者を多く受け入れるなど当該区域の復興を支える周辺地域を含め、浜通りを一体として捉えた特段の措置を講じること。

また、福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）について、令和 8 年度以降も継続すること。

- (4) 原子力災害被災地域の各自治体においては、住民帰還や移住・定住の促進等により震災前の暮らしを取り戻すための取組を継続しているが、一方で、避難等に伴う急激な人口減少への対応という長期的な課題解決に向け、地域コミュニティの維持や教育施設（小学校、給食センター等）の統廃合など、現実を見据えた対応に迫られていることから、復旧・復興状況に応じた行政サービスや公共施設の再構築など、より良い地域再生の取組への財政支援を行うこと。
- (5) 避難指示区域等からの長期避難者の居住地の帰属のあり方から生じる、避難者への適切な行政サービス提供や避難者と受入れ自治体住民の交流促進、地域コミュニティの確立等の諸課題について解決に努めること。
- (6) 全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の終了や変更が生じているものの、避難者からその旨の届出がないことで避難者名簿が正確性を欠き居住実態が把握できない世帯が多い状況では、避難先・避難元の自治体が行っている避難者への支援に支障が生じることとなるため、避難の実態を十分に把握できるよう必要な見直しを図り、実効性を確保すること。

5. 放射性物質の除染対策について

- (1) 除染実施計画に基づく除染は完了したが、今後人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について継続した支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において除染を実施すること。
- (2) 農地への原状回復において、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失について財政措置を講じること。また、仮置場の提供の経緯等を踏まえ、地権者の意向や地域実情に応じて、農地への原状回復を前提とせず、用地返還後に農地以外の用途に利用する場合に必要な農地法及び農業振興地域の整備に関する法律による所定の手続きを含め弾力的に対応するとともに、返還後に補修等が必要となった場合においても、措置を継続すること。
- (3) 搬出困難な現場保管除去土壌について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計及び財源確保を行うとともに、国の責任において最後まで対応すること。

6. 廃炉・汚染水・処理水対策について

- (1) 廃炉対策について、度重なるトラブル等により、度々重要作業の工程延期等の問題も発生していることから、国内外からの英知を結集し、国が責任を持って安全かつ確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

また、昨年 9 月に燃料デブリの試験的取り出しが開始されたことにより、廃炉作業に係る中長期ロードマップの最終段階である第 3 期に入ったが、廃炉完了に向けては 30～40 年もの時間を要するとされる中、今後、本格的な燃料デブリの取り出し工法の具体化や、その実施に伴う安全対策、燃料デブリを含む放射性廃棄物の保管方法等、課題が山積していることから、東京電力や関係機関と緊密に連携しながら、中長期ロードマップの改訂等も含め、廃止措置完了に向けての具体的な工程等について、スピード感を持って検討を進めること。

- (2) ALPS 処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

また、継続して厳格な海洋モニタリングを行うなど万全な対応を行うとともに、国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い分かりやすい情報発信を実施し、国内外からの風評被害が発生しないよう、国が責任をもって「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を確実に実行すること。

7. 放射能教育について

国民の間で放射能に関する理解が進んでいないことから、高等学校の入学試験や国に関わる試験に放射能に関する設問を検討することや、遺伝子分野まで落とし込んでしっかりとした調査分析を行った上で、次世代以降へは健康影響はないという科学的エビデンスに基づいた情報発信を行うなど、こどもから大人まで幅広い年齢層が放射能に関する正しい知識を習得するとともに、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を国を挙げて取り組むこと。

さらに、国内外に対し、福島県の現状に関する正しい情報を発信し、風評を払拭すること。

8. 原子力発電所事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) ALPS処理水の海洋放出について、一部の国や地域が日本産水産物等の輸入規制を継続し、国内の漁業者や水産加工業者を始めとする事業者に影響が生じていることから、輸入規制の早期緩和・撤廃に向けた更なる働き掛けを行うとともに、東京電力に対し、被害者の立場に立った賠償を確実にかつ迅速に行わせること。

また、海洋放出は長期間にわたる取組であるため、新たな風評を発生させないという強い決意の下、行動計画に基づき政府一丸となって、徹底した安全対策や正確な情報発信農林水産業や観光業、商工業を始めとする福島県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策を徹底的に講じるとともに、新たな風評被害を最小にとどめるために自治体を実施する風評対策の事業について、引き続き、財政支援措置を講じること。

また、それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償が確実にかつ迅速になされるよう、また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、東京電力を指導することはもとより、国が前面に立って対応すること。

また、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分にに関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等により福島県の現状把握をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

- (2) 農林水産業に係る営業損害については、福島県産品の価格が依然として全国平均より低い傾向にあることなどの福島県産農産物等流通実態調査の結果や農業産出額の回復が遅れている状況を踏まえ、根強く残る風評を払拭し産地の競争力を回復するため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続するとともに、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を円滑に行わせること。

また、避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ事前に丁寧な周知・説明を徹底して行い、被害の実態に見合った賠償を確実にに行わせること。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応させること。

- (3) 商工業等に係る一括賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行わせること。

また、商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にかつ迅速に行わせること。また、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど、手続の簡素化に取り組みながら柔軟に対応し、被害者の負担を軽減さ

せること。

また、同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、風評被害の相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者への分かりやすい丁寧な説明を徹底して行わせること。

- (4) 「中間指針第五次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。

また、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応させるなど、被害者優先の親身な賠償を行わせること。

また、東京電力「福島復興本社」の体制強化はもとより、福島県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行わせるとともに、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を厳守させること。

また、賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、対象となる賠償項目及び請求方法の分かりやすい表記、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応をこれまで以上に徹底して行わせること。

また、東京電力に対する様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底させること。

また、被害者への迅速な賠償が行われるよう、東京電力による損害賠償に必要な十分な財源を確保すること。

- (5) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れさせ、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応させること。

- (6) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。

また、ADRによる和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても確実かつ迅速な賠償がなされるよう取り組むこと。

- (7) 被災者に対する損害賠償を円滑に行うため、手続きを簡略化させるよう指導するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

- (8) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力が全額賠償するよう強く指導すること。

- (9) 放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされていることによる平成24年9月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償を行わせること。

- (10) 自治体が原子力発電所事故に起因して負担した費用について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の自治体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。

- (11) 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の請求受付に関し、自治体の業務に過剰な負担が生じることがないように、自治体の業務支援を含め、誠意を持って対応させること。

- (12) 原子力発電所事故によって生じた目的税をはじめとする税収の減少分については、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応し、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

また、自主避難者の発生に伴う水道使用料金の減収や原子力発電所事故の風評により観光客が減少したことによる公立観光施設における逸失収入について、全て確実かつ迅速に賠償を行わせること。

- (13) 自治体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行

わせること。

- (14) 自治体の財物の賠償については、自治体等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。
- (15) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の自治体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実にかつ迅速に行わせること。
- (16) 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

また、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。

9. 住民の健康確保等について

- (1) 原発事故に伴う健康管理対策に関して、国は責任をもって主体的に取り組むこと。また、福島県内の自治体に今後の方針等を説明及び意見交換を行うこと。
- (2) 原発事故による風評の影響により医療人材が不足している被災地において、地域医療再生基金など医療人材確保のための医療機関等への支援や自治体への財政措置を継続すること。

また、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、医師の高齢化に伴う医業継承者の確保に向けた財政支援を講じること。

- (3) 被災地においては、原発事故の影響による医師・看護師など医療従事者の慢性的な不足や医師の高齢化により、二次救急医療機関が未だに震災前の医療提供体制の回復にいたっておらず、さらに、夜間における一次救急医療体制の確保も困難であり、その結果、夜間における二次救急医療機関への負担が増大していることから、夜間における二次救急医療機関への負担軽減を図ること。

また、より強固な一次救急体制を確立するため、一次救急体制を再構築するとともに、継続的な運営に関する財政支援など、新たな支援体制を創設すること。

- (4) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を継続すること。
- (5) 全ての被災者の健康の確保、特にこどもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応への人的及び財政的措置を講じること。
- (6) 内部被ばく検査・外部被ばく検査に係る機器更新などの経費や検査体制維持に係る経費は国が責任をもって負担すること。
- (7) 福島県県民健康調査における甲状腺検査について、「県民健康調査」検討委員会では、先行検査から検査4回目までの結果に対する見解において、「甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」、「全体的に被ばく線量が低く、今後も一貫した関連は見られない可能性が高いが、特に、甲状腺等価線量が相対的に高く、かつ放射線に感受性の高い、原発事故当時乳幼児であった世代を今後しっかりとフォローしていくためにも、引き続き、見守りが必要である」と評価しているが、この評価も踏まえ、国においても、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討等を行い、被災者の健康状態について引き続き検証すること。

- (8) 長期にわたり18歳までの医療費無料化を行うこと。

- (9) 原発事故の影響により、要支援・要介護認定者が増加しているが、スタッフ不足により施設定員に達するまでの入所ができない状況が発生していることや、保育士が確保できず待機児童が発生している施設があるなど十分な福祉サービスが提供できない状況にあり、避難者の帰還を妨げる要因となっていることから、障がい者支援施設及び介護施設従事者、並びに、保育士及び幼稚園教諭の確保に向けた財政支援を講じること。

また、令和6年度介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、このような被災地の現状も鑑み、改定前に戻すことを含め早期に見直すこと。

- (10) 震災と原発事故の影響により多くの住民が避難・転出し人口減少が著しい地域において、魅力ある教育・保育内容を実現できる民間施設の運営体制を確保するため、こどものための教育・保育給付費

の公定価格に特別な地域区分を創設するとともに、公立施設に対しても同様に財源を確保することにより、この地域における幼児期の教育・保育の安定的な提供を積極的に支援すること。

- (11) リアルタイム線量測定システムについては、安全安心を確保するためのモニタリング体制に関する関係自治体の意見を尊重し、国としてあり方を検討するとともに、その費用負担は国が責任をもって対応すること。

また、可搬型モニタリングポストについては、今後の方針が示されていないことから、早期に方針を示すとともに、リアルタイム線量測定システムと同様に関係自治体の意見を尊重すること。

10. 農林水産業への支援について

- (1) 福島県産農林水産物について、風評被害対策として、国の主導により継続的な風評の払拭及び新たな風評を生まないためのあらゆる施策を講じるとともに、国内外に向けた安全性や魅力をPRする広報活動を展開すること。

また、ALPS処理水の海洋放出完了まで漁業者が安心して漁業を継続できるよう、「常磐もの」の販路拡大に係る支援や後継者対策を含めた長期的な漁業者支援を講じること。

- (2) ALPS処理水の海洋放出を踏まえ、福島県産農林水産物の販路拡大などの風評被害対策事業の強化及び各種PR販売事業に対し、長期的な財政措置を講じること。

特にALPS処理水の海洋放出に関して多大な影響を受ける水産業等における各種PR事業に対する財政支援について、試食用食材についても対象とするなど支援対象を拡大するとともに、適時適切かつ効果的な事業展開にも対応できるよう指令前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

- (3) 原発事故に伴い農産物等の輸入停止措置を講じている6の国や地域に対し、早期の規制撤廃を求める働きかけを行うこと。

また、ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域の科学的根拠に基づかない日本産食品輸入規制措置の撤廃を求めるなど、国が積極的に対策を講じること。

- (4) 野生動物肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、有害鳥獣による農作物被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう、復興財源の活用も含めて十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。特に、イノシシについては、その捕獲に係る助成金について、成獣・幼獣の区別なく、捕獲頭数に応じた十分な財政支援を行うこと。

- (5) 原発事故の影響もあり被災地域においては、農業分野における担い手の減少や高齢化が急速に進行しているなど、営農再開に向けた取組や新たな担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、第2期復興・創生期間後も除去や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備など営農再開に向けた支援を継続するとともに、担い手を確保・育成するための研修施設に対する新たな支援制度を創設すること。

また、被災地域全体における園芸作物・畑作物の振興がより一層図られるよう、一大産地化やブランド化などの事業を構築するとともに、その推進に対して財政支援を行うこと。

11. 産業の流出防止と支援について

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、第14次公募が最終となったところであるが、依然として工場等の新增設が不十分な地域もあることから、同等の補助制度を創設するとともに、工業団地整備及び産業集積拠点を結ぶインフラ整備に係る費用を対象とすること。

- (2) ALPS処理水の海洋放出による風評被害や嫌がらせ行為に対して、福島の経済復興が後戻りすることがないよう、新たに独自の基金や交付金制度など、補償等の対策を講じること。

また、風評払拭のため、国内外への情報提供や販路拡大等の取組を拡充し、継続すること。

- (3) 風評により落ち込む観光客の回復を図るため、観光誘客や観光需要回復に向けた取組、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者の誘客、復興の現状理解につながる浜通り地域と連携したMICEの開催・誘致・施設整備、観光資源の開発、観光地のハード整備などの各種施策に対する財政措置、訪日外国人も含めた受入のための宿泊施設の整備・改修等にかかる補助制度の充実など、国内外からの観光誘客に資するあらゆる施策を講じること。

また、支援の際は、手続きを省略化し、スピーディーかつ柔軟で利用しやすい制度設計とすること。

12. 新たな産業と雇用創出の支援について

- (1) 福島県を再生可能エネルギー先駆けの地とする福島新エネ社会構想の実現に向け、ペロブスカイト

太陽電池の社会実装化等の太陽光発電、小水力・バイオマス・地熱発電を始めとした再生可能エネルギーの推進、蓄電池設備やFCバス、FCV等の普及拡大、水素ステーションなどの供給体制の整備、水素エネルギーシステムの開発等に対する支援、設置技術基準や保安検査の更なる規制緩和など総合的かつ積極的な支援を行うとともに、GX及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援を行うこと。

また、電力会社と連携して、国が主体的に広域的な系統利用システムの構築や送電網強化に取り組むこと。

また、避難指示区域が解除された区域においては、原発事故に伴う避難指示の影響により空き地が増え、復興の過程で土地利用が定まっていく隙間をつくかたちで市街地や農地等に、太陽光発電設備が無秩序に設置され、本来であれば高圧太陽光発電設備（50KW以上）のものが、低圧太陽光発電設備（10～50KW未満）として、分割して国にFIT認定申請されていると考えられる事案が散見されており、復興の妨げになっている。また、非FIT案件についても令和4年4月の電気事業法施行規則の改正でFIT法同様の分割案件に係る設置規制が設けられたものの、国に対する申請行為自体が発生しないため、FIT案件以上に意図的な分割案件に対する規制が難しくなっている。今後、さらに非FIT案件が増えることが見込まれることから、FIT法及び電気事業法の分割案件について、「発電事業者」又は「登記簿上の地権者」が同一の場合に加え、産業用太陽光発電の施工販売を行う事業者が、隣接した土地などにおいて、複数の太陽光発電を販売する目的で設置する場合も分割案件の対象とするなど、FIT制度の根本的な問題点を解消するため、FIT認定に係る審査基準の見直しや審査の厳格化など実態を踏まえた対策を早急に講じること。

- (2) 福島・国際研究産業都市構想（福島イノベーション・コースト構想）の更なる推進を図り、福島県全域で復興・創生を実現するため、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向けた「重点推進計画」を着実に推進するものとし、産業振興に向けた創業・進出・成長支援、そのための規制緩和、資金調達の円滑化、深刻な人材不足の解消等に向けた必要な措置を講じること。
- (3) 福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、地域の実情や特性を十分に踏まえながら、地域を取り巻く環境の変化やこれまでの成果を踏まえた施策の見直しを行い、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」において目標としている2030年頃の目指すべき姿を改めて共有した上で、第2期復興・創生期間以降も、引き続き、国が前面に立って、取組を一層加速化させるために、十分な財源を確保するとともに、継続的な支援を行うこと。
- (4) 創造的復興と持続的な産業基盤の形成を実現するため、国は、福島県立医科大学や福島大学などの研究機関との連携強化及び高速交通網や福島県内の地域資源の活用を図りながら、福島イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構（F-REI）の事業を浜通り地域だけでなく福島県内各地域に広く進め、関連企業の誘致や先端産業の集積を図ること。

また、福島県内全域において、移住・定住等の促進に資する取組を強力に推進すること。

- (5) 福島ロボットテストフィールド・国際産学官共同利用施設が国内外のロボット関連企業に活用されるよう情報発信を強化するとともに、ワールドロボットサミット2025の後継事業や当該大会に代表されるような大規模イベントの開催を通じて、広く一般の認知度向上に繋げることで、福島ロボットテストフィールドを核とした産業に必要な人材誘導や産業の活性化に向けた取組を支援すること。
- (6) ロボット産業を集積させるため、企業立地を促す「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」や企業の技術革新を促す「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」について、同様の支援内容で第2期復興・創生期間後も継続すること。また、マッチング促進支援など既存企業への支援を強化するとともに、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」など被災事業者の帰還・再建を促す支援についても、同様の支援内容で第2期復興・創生期間後も継続し十分な予算を確保すること。
- (7) 福島イノベーション・コースト構想の下、産学官連携による地元企業の新たな事業展開や取引拡大、地域外からの企業・人材等の誘導、人材育成や交流人口の拡大等に向けた取組を促進させるため、ロボット・ドローン、航空宇宙など重点6分野に取り組む地元企業の活動を引き続き支援するとともに、広域的なネットワーク構築に向けた各種支援策を講じること。

また、新産業の創出等にチャレンジするベンチャービジネス、スタートアップ企業等を一層呼び込

むためインキュベーション施設の整備やスタートアップ支援の拡充に取り組む自治体に対して財政支援を行うこと。

また、地域教育水準の向上とグローバルな人材の育成、新たな農業の担い手など、福島イノベーション・コースト構想を担う地域の人材育成に係る取組への支援を行うこと。

- (8) 福島国際研究教育機構（F－R E I）について、浜通り地域が一体となり面的な拠点形成することが重要であるとともに、新産業創出等研究開発協議会等を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って、引き続き先頭に立ち機構の体制充実や財源の確保など特段の配慮を講じること。

また、福島国際研究教育機構（F－R E I）の効果を広域的に波及させるためには、J R 常磐線の利便性向上が必須であり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、常磐線の特急等の増便を働き掛けるとともに、必要に応じて運行に関する財政支援を検討すること。

- (9) 福島国際研究教育機構（F－R E I）における研究開発の産業化にあたっては、福島県内全域における研究開発成果の社会実装化や新産業創出の早期実現を図るため、対象地域を浜通りに限定することなく、中通りや会津地方を含めた福島県内各地域へのサテライトオフィスの設置や情報交換の場の設定など、技術開発・実証等に積極的に取り組む企業や自治体等との産学連携に向けた具体的な体制構築を検討すること。

- (10) 福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生基本方針に則して、内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画において「常磐自動車道のインターチェンジから各拠点へのアクセス機能、及び各拠点間を結ぶアクセス道路網の強化を図る」とされたことを踏まえ、福島イノベーション・コースト構想の実現を図るため、福島ロボットテストフィールドと南相馬インターチェンジを結ぶインターアクセス道路（主要地方道原町川俣線）について、早期整備のため十分な支援を講じること。

13. 原子力被災地域の被災者支援の充実について

- (1) 避難指示区域等における国民健康保険被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援の見直しを踏まえ、長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援を行うとともに、コールセンターの設置に係る支援について継続すること。
- (2) 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、帰還を促進するため、適切に継続すること。
- (3) 母子避難者等に対する高速道路無料措置に関する事務については、国が主導的に進めるべきものであることから、当該業務を自治体を実施させる場合は、明確な根拠を示し、人件費や事務費等の経費について、国が責任をもって負担すること。

大規模林野火災に係る復旧・復興支援に関する決議

（岩手県市長会提出）

令和7年2月に大船渡市で発生した林野火災による被害については、延焼範囲が平成以降で国内最大となる約3,370haに及んでいるほか、222棟の建物被害も生じるなど、極めて広範で甚大なものとなっている。

こうした未曾有の火災被害に直面する状況下、被災地においては、国・県はもとより、全国各地の自治体、民間機関・団体、さらには国内外の多くの皆様からの多大な御支援を大きな支えとして、被災者や事業者等に対する支援活動に鋭意取り組み、4月7日に鎮火の宣言に至った。

しかしながら、生活基盤である住宅や事業用施設・資機材を失う影響は広く、かつ、深く及ぶものであり、特に東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと等と相まって、被災地域を取り巻く状況は、極めて複雑かつ厳しいものとなっている。

このような困難な局面を打開し、被災者を始めとする市民の生活と生業の早期再建・再生を図るべく、これからの本格復旧、さらには復興へと至る広範な取組を円滑に推進するに当たっては、国による一層の支援が引き続き不可欠である。

よって、国は、次の事項について、特段の対応を講ずるよう要望する。

記

1. 被災者が早期に日常生活を取り戻すことができるよう、生活再建施策に対し、十分な財政措置を講ずること。
また、児童生徒の心のケア等に必要な支援を中長期的に行うこと。
2. 森林被害にとどまらない多様な被害実態を勘案し、被災者の概念を広く捉えた上で、多業種にわたる被災事業者はもとより、被災していなくても、避難指示の発令等により事業活動に影響が生じている事業者等に対し、再建に向けた経済的支援や雇用維持に係る支援を実施すること。
3. 激甚災害の指定を受けて実施する森林災害復旧事業について、復旧面積が広大で急峻な地形であることから、4年の事業期間内に完了しないことが想定されるほか、既存の森林整備事業では市の財政負担の増大が懸念されることから、事業期間の延長や市負担額の軽減が図られるよう、当該事業の柔軟な運用と必要な財政措置を講ずること。
4. 復旧・復興に資する地方交付税措置等、火災被害に係る地方負担への十分な財政支援を講ずること。

国際リニアコライダーの建設実現に関する決議

（岩手県市長会提出）

国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初となる国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点である。世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004年から国際チームによるＩＬＣ技術開発を進め、2013年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところであるが、未だ実現には至っていない。

現在、ＩＬＣの実現に向けては、2023年7月に高エネルギー加速器研究機構と欧州合同原子核研究機関との間で次世代加速器の技術開発を国際的に進める新たな枠組みとなるＩＬＣテクノロジーネットワークに関する覚書を締結するとともに、ＩＬＣ国際推進チームは、政府間協議に向けた環境を醸成するため、国際有識者会議を設置しグローバルプロジェクトとしてのプロセス案の検討を進めている状況にある。

日本におけるＩＬＣ建設は、科学技術分野において日本が世界に大きく貢献することができるだけでなく、世界最先端の研究を行う人材の定着やイノベーション拠点の形成、ものづくりの競争力強化など、国家の経済力や国際競争力、ひいては国家安全保障の向上につながるものと認識している。

よって、国は、ＩＬＣの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、国民のＩＬＣに対する関心と理解を深めながら、ＩＬＣの早期実現に向けて、次の事項に取り組むよう要望する。

記

1. ＩＬＣ計画の位置づけについて

ＩＬＣ計画を我が国の科学技術の進展、さらに地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生の柱とし、関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけたうえで、政府全体で誘致活動に向けた取り組みを確実に進めること。

2. ＩＬＣ実現に向けた国際調整等について

ＩＬＣの実現に向け、国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、確実な実現を図ること。

3. ＩＬＣ実現に向けた情報発信について

ＩＬＣ実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取り組みを海外政府に情報発信すること。

4. 加速器研究開発等に係る予算の確保について

国際協力による加速器の研究開発費等の予算を引き続き確保すること。

公立病院の運営に係る財政支援に関する決議

（青森県市長会提出）

公立病院は、地域の命を守る最後の砦として、収益性の低い分野を抱えながらも各医療圏の中核的役割を担い、地域医療を支えているが、新型コロナウイルス感染症の流行や物価上昇などの社会情勢の変化は、その経営に大きな影響を与えている。

新型コロナウイルス感染症は依然として患者の増減を繰り返しており、病院側が受入患者の抑制を余儀なくされることにより、入院収益が大きく減少しているほか、医師、看護師等医療資源の不足、加えて、電気料金や燃料費、運送コストの高騰に伴うあらゆる物品調達額の上昇などにより、病院経営は壊滅的な状況に陥っている。

また、救急医療等不採算部門に係る経費については、厳しい財政状況の中で総務省が示す操出基準に基づき各自自治体が負担しているが、持続可能な地域医療体制を確保していくためには、更なる財政支援が不可欠となっている。

医療サービスは、公定価格によって報酬が定められており、物価高騰や賃上げを適時価格転嫁できない仕組みとなっていることから、全国市長会は、厚生労働省に対し、「地域の医療機関、介護施設、障害者福祉施設等の物価高騰対策等に関する緊急要望」を提出し、①物価高騰等の現下の社会経済情勢が、医療機関等の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、緊急に十分な財政支援を講じること、②地域で持続可能な提供体制を維持していくため、診療報酬等について、社会経済情勢等に応じて、改定期を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入するなど、柔軟に対応することを求めている。とはいえ、とりわけ公立病院にあっては、救急医療等民間病院が担い難い分野を抱え地域医療を支えており、上記要望にある診療報酬制度の見直し等に加え、不採算部門の支援に重点を置いた財政支援の仕組みが必要である。

よって、国は、地域医療の担い手である公立病院が、収益減、費用高騰を克服し、安定した地域医療を継続して提供できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 特例的措置として不採算医療等による経営困窮に対し、速やかな経営支援策を講じること。
2. 持続可能な地域医療提供体制を確保していくため、病院開設自治体からの繰出金に対する地方交付税措置の各単価等について、次のとおり見直しを図ること。
 - （1）普通交付税については、病院の病床単価及び救急告知病院の病床単価、基準額を引き上げること。
 - （2）特別交付税については、不採算地区（中核）病院の病床単価を引き上げること。
3. 現行の診療報酬制度では急激な物価上昇に対して適正な対策が講じられていないことから、2年毎の改正を待たずに社会情勢の変化を診療報酬に反映するなど、診療報酬制度の速やかな見直しを図ること。
4. 病院事業における消費税処理は、制度創設時から病院経営に多大な影響を与えているとの指摘があったものの、制度の見直しは行われず、税率引き上げの度に病院経営への影響は大きくなっており、さらに、全国的な建設費の高騰により病院整備に伴う控除対象外消費税の増加も大きく懸念されることから、経営体に負担を求める現行制度の速やかな見直しを図ること。

米国の関税措置及び物価高騰等を踏まえた経済対策を求める決議

（宮城県市長会提出）

円安や不安定な世界情勢を受けた、原材料やエネルギー、食料品等の価格高騰の長期化は、昨今の米価高騰も相まって、市民生活や事業活動に大きな影響を与え続けている。加えて、米国による相互関税等の一連の関税措置は、対米輸出の減少やそれに伴う企業の業績悪化等、幅広い産業や市民生活にさらなる打撃となるおそれがある。

東北地方の企業においても、規模・産業を問わず影響を懸念する声が上がっており、とりわけ各産業の中で最大の割合を占める製造業においては、自動車産業をはじめとして、より深刻な状況となることが危惧されている。また、既に設備投資の差し控えや賃上げの見送り等、景気減退につながるような動きもあり、早急な対策が必要となっている。

地域経済がコロナ禍の低迷からも抜け出し切れていない中、関税や物価高騰等の動向により、市民や事業者を取り巻く環境は、より一層不透明感を増しており、経済の発展を図るためには、4月下旬に決定された、米国関税措置に対する国の総合経済対策である、「緊急対応パッケージ」による対策を継続して実施するとともに、東北の農水畜産業への支援や、企業の収益力や生産性の向上、経営改善支援、経済情勢に的確に対応した事業環境の整備等、各般の取組みを強力に推し進めることが必要である。

よって、国は、米国の関税措置や物価高騰による影響に対し、これまでの対策に加え、さらなる経済対策を実施することにより安定した市民生活や事業活動の確保を図り、地域経済の持続的な発展に資するよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 各自治体が地域の実情に応じ市民生活支援や企業への支援策を展開できるよう、柔軟に活用できる交付金等の財政措置を行うこと。
2. 企業への経営改善支援策として、既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。
3. 中小企業の資金調達策として、外部資本を取り入れて資本強化を行う「エクイティ・ファイナンス」に関する支援メニューの拡充や、借り入れと増資の中間的な特徴を持つ「メザニン・ファイナンス」の融資限度額及び利率等の見直しを行うなど、中小企業への資金繰り支援策についてより一層の充実強化を図ること。
4. 物価高騰等に対応して中小企業が適切に賃上げを進められるよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の収益力向上に資する生産性向上や高付加価値化等のための取組みへの支援の強化を引き続き実施すること。
5. 米価高騰に対し、備蓄米放出の影響を精査するなど、対策の効果検証に努めるとともに、米の市場価格適正化に向けた対策を継続的に講じること。
6. 飼料価格やエネルギー価格等の高止まりが続いていることから、これらの影響を受けている農業者、畜産業者及び漁業者等に対する事業継続に向けた支援を引き続き実施すること。
7. 配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう、配合飼料価格安定制度の発動条件について現状を考慮したものに改めること。
8. 生産資材価格等のコスト上昇が農畜水産物の取引・販売価格に十分に反映されておらず、依然として農業者、畜産業者及び漁業者等の経営が厳しいものとなっていることから、適正な価格形成が可能となる環境整備を進めるとともに、消費者の理解への啓発に取り組むこと。

地方における人口減少対策と地方創生 2.0 に向けた決議

（宮城県市長会提出）

地方圏は、歯止めのかからない人口減少と高齢化の波に直面し、地域社会の維持と活性化は喫緊の課題となっている。

この状況を打破し、持続可能な地域社会を構築するためには、従来の地方創生の枠組みを超えた、より大胆かつ実効性のある対策が不可欠である。

このため、国が掲げる「地方創生 2.0」の基本的な考え方を踏まえ、地方それぞれが持つ潜在力を最大限に引き出し、且つ持続的に発展できるよう、下記 4 項目について大胆な政策を打ち出し、強力に推進することが必要である。

このことは、地方が直面する人口減少という構造的な課題を克服し、新たな活力を生み出すための重要な道標ともなるものである。よって、国はこのような地方の実情を踏まえ、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 子育て環境の公平性の確保

現在、移住者の獲得に向け、地域間においてしのぎを削る状況となっているが、本来、子ども医療費、給食費（幼・保・こども園、小中学校）、保育料などの保護者負担については、地域間において格差が生じないよう全国的視点から国の責任において対応するべきものである。

よって、これらを全国一律で無償化するなど、地域間における子育て環境の公平性を確保し、全国どこでも安心して子どもを産み育てられる環境を整備すること。

2. 地方への人の流れの強力な後押し

若者と女性にも地方が選ばれるためには、魅力的な雇用の創出や地方に根強く残るアンコンシャスバイアスの解消等が必要であるため、以下の事項について措置を講じること。

- （1）既存産業の高付加価値化や新たな産業の形成による魅力的な雇用創出に向けた支援策を強化すること。
- （2）ジェンダーギャップの解消に向けた旗振り役として、その気運を醸成するとともに、取組の推進に向けた支援策を強化すること。
- （3）政府機関や大学等の地方移転を実現すること。

3. インバウンドの分散

観光客の増加は地域経済の活性化に大きく貢献する一方、特定の地域においてオーバーツーリズムを引き起こしている。

日本各地には、豊かな自然や食・文化など多様な魅力を持った地域が存在しており、これを国として積極的に国外に発信し、地方へのインバウンド誘客を促進しつつ、インバウンドの分散化に向けた取組を強化すること。

4. 地域医療、福祉体制の充実

地方における医師、看護師、介護職員等の人材不足は深刻であり、地域医療・福祉の崩壊を招きかねないことから、養成段階からの支援、キャリアパスの構築、働きがいのある環境整備など、総合的な人材確保策や首都圏等への偏在の解消に向けた実効性のある支援策を強化すること。